

# 平成29年9月定例県議会の概要



## 目 次

### 1 平成29年9月定例県議会提出議案の概要

・議第60号 平成29年度奈良県一般会計補正予算（第1号） ······ 7  
 (教育委員会にかかるもののみ)

### 2 平成29年9月定例県議会代表・一般質問（H29.9.19～9.22）の概要

月 日	代表・一般 の 别	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答 弁 者	頁
9月19日	代表質問	小泉議員 (自由党奈良)	小学校外国語教育の充実について	教 育 長	1 1
9月20日	代表質問	清水議員 (日本維新の会)	教育現場における労働環境の再構築について	教 育 長	1 2
			奈良県初等・中等教育の方向性について	教 育 長	1 4
9月22日	一般質問	藤野議員 (民進党)	教員の長時間勤務について	教 育 長	1 5

### 3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
9月26日	中村委員長 (自民党奈良)	県立高校の空調設備設置の請願について【委員長発議】	—	1 9
	阪口委員 (創生奈良)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9
	中川副委員長 (日本維新の会)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9
	藤野委員 (民進党)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9
	岡委員 (公明党)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9
	宮本委員 (日本共産党)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9
	安井委員 (自由民主党)	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見【意見】	—	1 9

文教くらし委員会（期中委員会）～続き～

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
9月26日	藤野委員 (民進党)	業務のICT化について	教 育 長	20
		コミュニティ・スクールについて	教 育 長	20
		部活動の休養日について	教 職 員 課 長	21
		総合型地域スポーツクラブとの連携について	保 健 体 育 課 長	21
		小中一貫教育の方向性について	学 校 教 育 課 長	21
	岡委員 (公明党)	通級指導の高校への導入について	学 校 教 育 課 長	22
		学校給食の無償化について	保 健 体 育 課 長	23
		北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について	保 健 体 育 課 長	23
	阪口委員 (創生奈良)	人口減に伴う県立高校の統廃合について	教 育 振 興 大 綱 推 進 課 長	24
		生徒の健康管理について	保 健 体 育 課 長	24
		公立高校の保護者負担の軽減について	教 育 振 興 大 綱 推 進 課 長 生 徒 指 導 支 援 室 長	25
		教員の多忙化について	教 育 長	25
	宮本委員 (日本共産党)	教員の年齢構成を原因とする多忙さについて	教 職 員 課 長	26
		初任者研修について	教 育 研 究 所 副 所 長	27
		学校給食の時間確保について	保 健 体 育 課 長	28
	安井委員 (自由民主党)	高校生における食育の推進について	保 健 体 育 課 長	28
		特別指導について	生 徒 指 導 支 援 室 長	29
	中川副委員長 (日本維新の会)	非正規の教職員について	教 職 員 課 長	30
		文化財行政について	文 化 財 保 存 課 長	32

#### 4 予算審査特別委員会の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
9月28日 (部局審査)	田中委員 (自由民主党)	県立高等学校の耐震化について	学校支援課長	35
	太田委員 (日本共産党)	文化財修復のための後継者育成について	文化財保存課長	36
		県立高田高等学校の整備について	学校支援課長	37
	梶川委員 (創生奈良)	特別支援学級での医療的ケア児の受け入れについて	学校教育課長	38

#### 5 決算審査特別委員会の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
10月16日 (部局審査)	山村委員 (日本共産党)	スクールソーシャルワーカーの配置について	生徒指導支援室長	41
		給付型奨学金について	学校支援課長	42
		知事公舎の学術的な調査について	文化財保存課長	43
	和田委員 (創生奈良)	中退者の状況について	教 育 長 生徒指導支援室長	44
	川田委員 (日本維新の会)	県立高校の再編について	教育振興大綱推進課長	45
		奈良高校の建て替えについて	学校支援課長 教 育 長	47
		クーラーの費用負担について	学校支援課長	49
		香芝市の学校給食食材について	保健体育課長	50

6 文教くらし委員長報告	.....	51
7 予算審査特別委員長報告	.....	53
8 決算審査特別委員長報告	.....	57



# 平成29年9月定例県議会

## 提出議案の概要



## 【概要】

## I 予算

1 平成29年度奈良県一般会計補正予算案（第1号） 1,559,453千円

〔 緑越明許費 新規	886,247千円
債務負担行為 追加	923,109千円

## 政策課題別内訳

(単位：千円)

1 県内就業の促進	20,000
2 観光の振興	16,000
3 地域医療・介護・福祉の取組の推進	45,901
4 学びの支援	21,060
5 文化の振興	948,241
6 安全・安心の確保	67,000
7 南部地域・東部地域の振興	10,860
8 その他	430,391

## 財源内訳

(単位：千円)

特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	1,747
	国 庫 支 出 金	504,457
	財 産 収 入	430,581
	県 債	414,400
一 般 財 源		208,268

## 一般財源の内訳

(単位：千円)

地 方 交 付 税	208,268
-----------	---------

## 予算の規模

(単位：千円)

補 正 後 予 算 総 額	479,408,453
当 初 予 算 比	0.3%増
前 年 度 同 期 比	3.6%減

<事業概要>

5 文化の振興

事 業 名	事 業 内 容	金 額	担 当 部 局 ・課 室 名
文化財保存事業費補助金  市町村・民間実施	国指定文化財の保存、修理等に関する補助 有形文化財修理 高山八幡宮本殿 負担区分 国80%・県5%・実施主体15% 史跡等保存整備 史跡唐古・鍵遺跡 負担区分 国50%・県15%・実施主体35% 防災施設等整備 旧奈良監獄 負担区分 国65%・県4%・実施主体31%	千円 61,994	教 育 委 員 会 文 化 財 保 存 課

平成29年9月定例県議会

代表・一般質問の概要



## 9月19日代表質問

質問者：小泉議員（自民党奈良）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

### 【質問要旨】

#### ○小学校外国語教育の充実について

新学習指導要領における外国語教育の実施に向けて、県教育委員会として、小学校教員の英語力や指導力向上などのために、どのように取り組んでいくのか。

### 【答弁要旨】

社会の急速なグローバル化の中で、国際共通語としての英語によるコミュニケーションの必要性はますます高まり、実用的な英語力を身に付けることは、子供の将来の可能性を大きく広げるものと認識しています。

議員お述べのように、平成32年度から全面実施される新学習指導要領では、小学校3、4年から英語の活動が、5、6年からは教科としての英語が新たに追加され、英語学習の充実のためには、小学校教員の指導力の向上を図ることが、これまで以上に求められています。

そこで、県教育委員会では平成26年度から英語学習の早期化及び内容の高度化に対応するため、奈良市、明日香村、御所市の3地域を指定し、子供たちが生き生きと英語に慣れ親しむ授業づくりや、音声・動画を活用して分かりやすく英語が学べる教材などの研究開発に取り組み、研究発表会等を通して、県内の小学校教員にその成果等を普及しています。また、奈良教育大学と連携して「英語指導パワーアップ講座」を実施し、各都市の英語教育の中核となる推進リーダーを、これまでに延べ122名育成するとともに、その推進リーダーの模範授業による授業研修を各地域で実施しています。

教科としての小学校英語は、学級担任が中心となって授業を担当するため、英語での会話の指導に多くの教員が不安を感じていることから、来年度から教員免許状更新講習として、小学校英語教育の講座を教育研究所で実施することを計画しており、平成30、31年度の2年間で、約600名の小学校教員に対して英語の指導方法のスキルを身に付けていただく予定です。

今後、英語学習においては、小学校から中学校への円滑な接続を図ることも課題であると認識しています。そのため、平成27年度から中学・高校の英語の教員免許を有するなど、英語に高い専門性を有する小学校教員をこれまでに13名採用しております。教育内容や指導方法について小中が共通理解をもつために、中学校との連携を強化する役割を担う人材として、現在育成しているところです。

## 9月20日代表質問

質問者：清水議員（日本維新の会）

答弁者：教育長

所管：教職員課

### 【質問要旨】

○教育現場における労働環境の再構築について

学校現場では、事務職員が不足し、教員へ負担がかかっているのではないかと考えるが、県立学校や県内公立小・中学校における事務職員の配置の現状はどうか。

### 【答弁要旨】

県立学校、公立小・中学校の事務職員数については、それぞれ「教職員定数の標準を定める法律」によって基準が定められています。県立学校においては、事務長、係長に加え、2名程度の事務職員を配置することを基本としています。また、県内公立小・中学校においては、学校ごとに1名の事務職員を配置することを基本として、大規模校には2名の事務職員を配置するなどとしており、いずれも他府県と同じような状況となっています。

### 【再質問要旨】

県費負担の小中学校に特化するが、小中学校には最低1名が現存しているという理解でよろしいか。

### 【再答弁要旨】

はい。

### 【質問要旨】

働き方改革を踏まえて、小中学校の事務において働き方改革をどんどんしていく必要があると思っている。そんな中で広域連携、事務職員も学校の教員も含めてエリアを越えた連携が可能なのかどうか、教えてほしい。

### **【答弁要旨】**

現在事務職員にも高度な職務内容が求められてきており、学校運営への参画等を推進し、財務や情報管理等により校長のマネジメントを支えたり、あるいは、現在教員が行っている事務をどのように分担するのか、そんなことも検討する必要があります。今後、学校事務職員が担うべき職務について定めております「標準的職務内容一覧表」を見直していきたいと考えています。

そうしますと、学校事務職員の事務処理の効率化というものが必要になってきます。主に同一市町村内の学校事務職員が一か所に集まり、共同事務処理や相互点検、情報交換や勉強会等を行う「グループワーキング」を平成28年度から本格的に実施しており、県教育委員会では講師を派遣するなどの支援を行っています。

### **【再質問要旨】**

行政区を超えた取組はないか。

### **【再答弁要旨】**

現在超えた取組は、事務職員ではありません。

### **【要望要旨】**

是非とも少子化でもありますし、人口減少社会になってきているので、学校の統廃合も含めて今後の課題として考えるべきだと思う。市町村単独で行える施設の整備にはおそらく限界が近づいてきているのではないかと思われる。取組の事例であったり、こうやればもっと効率的に事務がはかどる、もしくは教員も同じような段階で共有した仕事ができる、ということも含めて研究をしていただき、それぞれの市町村に紹介をいただけたらと思う。今後の研究に期待したい。

質問者：清水議員（日本維新の会）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○奈良県初等・中等教育の方向性について

少子化対策のひとつは、奈良県下の小・中・高の学力は勿論、規範意識も含めて近畿圏で一番、全国で一番になる事であると考える。  
小中一貫校や義務教育学校の設置を検討している市町村はどれくらいあるのか。

【答弁要旨】

小中一貫教育については、今年度、6市村26中学校区で取り組んでいます。特に、小中一貫教育は、義務教育9年間を一つのまとまりとして捉えることができますので、小・中学校が連携をより強固にし、そして学力の向上や豊かな人間性を育成することをねらいとしています。また、中学校への進学において新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の解消にも効果があると認識しています。

次に、義務教育学校についてですが、現在、4市町村が設置を検討しています。この義務教育学校は、平成28年度から制度化され設置が可能となっており、先ほど申し上げました小中一貫教育のメリットに加え、一人の校長、一つの教職員組織であるため、9年間を見通した学校教育目標を共有できること、現在の6-3制を教科担任制の導入が容易となる4-3-2制などの柔軟な学年の区切も可能であることにできること、さらに学校独自の小中一貫した教科を設定し実施できることなどのメリットが考えられます。

【再質問要旨】

義務教育学校を検討している4市町村を、差し支えなければ市町村名を教えていただきたい。

【再答弁要旨】

王寺町で設置を検討していることは聞いている。それ以外の3つについては正式には聞いていないので、王寺町だけお答えさせていただきます。

【要望要旨】

私の地元の王寺町が積極的に取り組まれていることだけが教育長の耳に残ったものだと理解します。義務教育学校は、これからに増えていくと思う。学力のこと、規範意識のこと、中1ギャップの解消のことも含めて非常に優れた取組だと思うので、是非とも義務教育学校の設置に取り組まれる市町村に対し、県教育委員会として積極的な応援をお願いしたい。

## 9月22日一般質問

質問者：藤野議員（民進党）

答弁者：教育長

所管：教職員課

### 【質問要旨】

#### ○教員の長時間勤務について

外部人材の活用も含め、教員の長時間勤務を改善するための、現在における県教育委員会の取組と今後の方向性について伺いたい。

### 【答弁要旨】

教員の勤務については、長時間となる要因を詳細に分析し、原因となる業務を改善しながら、教師は授業で勝負すると言われるように、授業力の向上に集中できる環境づくりに努めることが重要だと考えています。

県教育委員会では、平成28年4月に実施した「奈良県学力・学習状況調査」の折に、小中学校教員を対象として勤務時間や業務内容等を調査しています。これによると、回答した小学校教員の約半数が、勤務時間外で最も多い業務として授業の準備、中学校教員の約半数が部活動と回答し、特に、中学校の部活動では、回答した教員の約61%が週10時間以上、勤務時間外に従事しているという結果でした。

まず、小学校の教員は、英語教育やプログラミング教育など新学習指導要領による今後の新たな授業準備の負担や、こうした授業も含めた全ての教科を担任一人で教えることの負担が大きくなっています。そこで、免許更新講習による新たな指導方法の研修や、小中一貫教育の推進による小学校高学年での教科担任制の導入などを研究しています。次に、中学校や高等学校における部活動での長時間勤務を改善するために、まず週1日の休養日を必ず設定する取組を徹底しています。中学校と高等学校の体育連盟との協議も行いました。

また、運動部活動について、総合型地域スポーツクラブとの連携や部活動指導員の在り方を検討するには、これまで全て学校で行ってきた意識の改革が必要です。本年度から、大和高原ボスコヴィラサッカーアカデミーの生徒を山辺高校で受け入れ、サッカー部として活動していますが、指導は引き続きアカデミーが行っています。この試みは、外部人材活用の一つのモデルであり、地域の活性化にもつながるものと考えています。また、先ほど申し上げた調査によると、教員の負担となっている業務として、報告書作成などの事務処理や保護者対応などが挙げられており、業務のICT化や保護者・地域住民と一体となって学校を運営するコミュニティ・スクールの取組を進めることも、教員が子どもと向き合う時間を十分確保することにつながるものと考えております。今後も、教員へのアンケートやヒアリングを実施しながら実態の把握に努め、教員の長時間勤務の改善に取り組んでまいります。

### 【再質問要旨】

中学校の部活動を週1日休みにするということだが、なかなか浸透しない現実があるのではないか。県教育委員会として、市町村教委を含めて通知を出して取り組んでいるのか伺いたい。

### 【再答弁要旨】

平成28年12月21日付で、市町村教育委員会及び県立学校に対して、「部活動における休養日の徹底について」の通知を行いました。この通知では、中学校において週2日を目標として、また、高等学校を含めて少なくとも週1日以上の適切な休養日を必ず設定することとし、学期毎の報告も求めることとしています。高等学校及び特別支援学校では、週1日以上休んだ学校が全体の73.6%となっており、通年で100%を達成できるよう努力します。

### 【要望要旨】

長時間勤務について、市町村教育委員会が調整機能を発揮するように、県教育委員会として取り組んでほしい。

(平成29年9月26日(火) 第2委員会室)

平成29年9月

## 文教くらし委員会の概要

(期中委員会)

教育委員会



項目	県立高校の空調設備設置の請願について
質問者	中村委員長：自民党奈良

6月定例会で当委員会に付託され、継続審査となっている請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書について、質疑があれば発言願う。

他になければ、これを持って質疑を終了する。

続いて、請願第5号の採決に入る前に、各委員の意見を求める。

【委員長発議】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	阪口委員：創生奈良

創生奈良の会派としての意見は、請願の趣旨は前回と同様なので、前回と同じ継続審査でお願いする。

【意見】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	中川副委員長：日本維新の会

継続審査でよろしいかと思う。

【意見】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	藤野委員：民進党

民進党としては、空調設備設置は以前から求められていることは、先般の委員会でも申し上げているが、文教くらし委員会で全会一致との考えがあると思うので、全会一致としてまとめて頂くよう委員長にお願いする。

【意見】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	岡委員：公明党

基本的には反対ではないが、全会でみんなで気持ちよく運べるとありがたいと考える。もう少し時間をかけることが出来ればと思うので、継続審査をお願いする。

【意見】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	宮本委員：日本共産党

趣旨はこのとおりなので賛成である。全会派で一致して出来るということなら、12月議会で全部の会派でまとめて紹介議員になるという方向が望ましい。その方向で調整を図っててくれるなら、継続審査をお願いしたい。

【意見】

項目	県立高校の空調設備設置の請願に対する意見
質問者	安井委員：自由民主党

この請願は、会派としての一つの意見というわけではなく、県民が早く空調を設置していただきたいとの願いがある請願であるので、会派対会派というものではなく、県として請願書の趣旨を理解頂きたいが、議決がないと先に進めないのが現状である。継続審査にして、一致できれば一致して実施することであるので、採択できるように今回は継続審査としたい。

【意見】

<b>項目</b>	<b>業務のICT化について</b>
<b>質問者</b>	<b>藤野委員：民進党</b>

教員の長時間勤務解消に向けた事務処理のICT化の進捗状況について伺いたい。

**【回答】**

教員の事務処理については、報告書作成、成績処理、指導要録作成などをデジタル化することが課題。

本県では、高等学校教員一人あたりのコンピュータの台数が少ないという現状があり、教員用のコンピュータをどのように整備していくのかということが課題となっている。現在、学校ごとに整備している生徒用のコンピュータを県全体で入れることで、財政的な効率化を図っているところ。コンピュータの整備に加え、入試関係や成績処理のソフトを全県的に導入することによる事務処理の効率化も進めたい。

(吉田教育長)

ICT化のため、教員のコンピュータの台数の充実を検討していただきたい。

**【要望】**

<b>項目</b>	<b>コミュニティ・スクールについて</b>
<b>質問者</b>	<b>藤野委員：民進党</b>

コミュニティ・スクールをどのように進めているのか。

**【回答】**

コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会を設置するということ。地域の方やいろんな関係者を交えて学校運営協議会を作り、そこで校長が学校運営の基本方針を承認いただくというもの。

コミュニティ・スクールにより、教員がどれだけ学校で働いているのかといったことも含めて、しっかり学校運営のコンセンサス、地域の理解を得ていただいたら、非常に困難な保護者対応がある場合には、学校運営協議会名でその保護者対応をしたりといった仕組みを作っていくとも考えている。

現在、県立高等学校では3校、市町村の小中学校については、奈良市が11校、五條市が13校、葛城市が7校、上北山村で2校、合計36校でコミュニティ・スクールが制度化されている。

(吉田教育長)

学校運営協議会とPTAの関係は現状どうなっているのか。

**【回答】**

学校運営協議会の委員の中に保護者の代表が入り学校運営協議会を組織している。

(吉田教育長)

学校評議員制度が形骸化している部分もなきにしもあらずと聞くが、実際のところを聞かせてもらいたい。

**【回答】**

教学校には、校長の諮問機関である学校評議員制度がある。校長が評議員会に諮問することによって議論がなされるものである。それが少し形骸化しつつある。

学校運営協議会は、学校運営の基本方針を運営協議会で承認するので、学校評議員制度よりもより実効性の高い制度になると思う。

県立学校では、この学校評議員の制度を2年後には廃止し、学校運営協議会に順次移行していきたい。

形骸化している学校評議員制度から、より実効性の高いコミュニティ・スクール、学校運営協議会に変えていこうと考えている。

(吉田教育長)

理解できた。学校運営協議会に移行するということで期待申し上げたい。

**【意見】**

<b>項目</b>	部活動の休養日について
<b>質問者</b>	藤野委員：民進党

部活動について、高等学校あるいは特別支援学校については、週一回休んだ学校が約73.6%ということだが、中学校の実態は把握しているのか。

【回答】

中学校の部活動の休養日については、学校単位クラブ単位の実態は集計中であり、まだ報告できない。但し、中学校については週2日を目標に、少なくとも週1日ということを通知しているなかで、週2日の目標を達成できた週の割合の集計をとることができている。休養日2日を達成できた週の割合は全体の45.6%、また、休養日1日のみを達成できた週の割合は、48.6%。いずれも運動部についてである。合わせると9割を超える週で、休養日を1日以上設定できている。

クラブ単位等については、改めて報告する。

(香河教職員課長)

<b>項目</b>	総合型地域スポーツクラブとの連携について
<b>質問者</b>	藤野委員：民進党

総合型地域スポーツクラブの地域の方々がコーチとして指導するという取り組みが以前よくあったと思うが、現在はあまり聞かない。現状、各市町村教育委員会でそのような取り組みはないのか。

【回答】

現在も全ての市町村教育委員会ではないが、実施している市町村はある。

平成26、27、28年度の3年間、くらし創造部スポーツ振興課が中心となって教育委員会と連携して、総合型地域スポーツクラブと学校運動部活動との連携事業を実施した。県内にモデル地域を作り、その地域で指導者を派遣したり、交流事業も実施した。ただ現時点で、全県的に拡大しているといえる状況ではない。

(吉田保健体育課長)

地域の人々の活用は効果、意義があると思うので、今後、部活動指導員の取り組みとともに注目したい。

【意見】

<b>項目</b>	小中一貫教育の方向性について
<b>質問者</b>	藤野委員：民進党

小学校高学年における教科担任制及びそれにつながる小中一貫教育の現状や方向性について、伺いたい。

【回答】

小中一貫教育は、今年度、6市村26中学校区で取り組んでいる。小中一貫教育を導入し、義務教育9年間を一環して行っていくと、議員の言われた小学校における教科担任制による授業なども考えられる。

小中一貫教育の導入については、設置者である市町村が、地域の実情を踏まえ教育の充実をどのように図るのかという視点から判断するものである。そのため、県教育委員会では、導入を検討している市町村に対して、教育課程の系統性や小・中学校教員の指導力向上に向けてのアドバイスや取組の支援などをまいりたい。

(深田学校教育課長)

項目	通級指導の高校への導入について
質問者	岡委員：公明党

小・中学校で実施されている通級指導が、2018年度から高校にも導入されるが、現状と今後の考え方について伺いたい。

【回答】

平成21年に国が実施した調査では、高校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の割合は、約2.2%であるとの結果が報告されている。このような現状から、高校においても障害に応じて特別な指導を行う通級による指導へのニーズが高まる中、インクルーシブ教育の理念を踏まえて、昨年12月に学校教育法施行規則が改正され、平成30年度からの高校における通級による指導の運用が開始されるところである。

小・中学校における通級による指導は、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うことを目的としている。本県では、今年度は、小学校20校28教室、中学校5校5教室で通級による指導を実施しているところである。高校への通級による指導の導入は、中・高の教育の円滑な接続を図る中で、それまでの通級による指導を発展させるとともに、インクルーシブ教育を推進させる取組の一つであると考えている。導入に当たっては、対象生徒を決定していく判断の難しさ、通級による指導を実施する学校の選定、そして、専門性のある教員の配置などの課題が想定される。現在、各高校で特別支援教育の推進役を務める特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施するなど、高校における特別支援教育の充実に努めているところである。今後は、本県で通級による指導を高校に導入する場合の課題検証のためのモデル事業の実施に向けて検討して参りたい。

(深田学校教育課長)

高等学校に、2.2%の発達障害と思われる生徒が在籍しているとのことであるが、県内公立高校には何人が在籍しているのか。

【回答】

約500人在籍していると思われる。

(深田学校教育課長)

全公立高校で一斉に導入することは難しいと思うが、発達障害等のある生徒の進路の選択肢を広げる意味でも、また、特色のある学校づくりという点で、早急に体制の確立をお願いしたい。

【要望】

項目	学校給食の無償化について
質問者	岡委員：公明党

県内では、子育て支援と位置づけて給食を無償化している市町村もあると聞くが、実態はどうか。

【回答】

県内の公立小中学校において、学校給食の全額無償化を実施している市町村は、黒滝村、野迫川村、上北山村の3村。

無償化を受けている生徒数は、3村の3小、3中で47名。

(吉田保健体育課長)

本県で小中学校の給食を無償化するとしたらどのくらいの費用が必要か。

【回答】

県内の公立小中学校の年間の給食費を平成28年度の学校給食基本調査結果から試算する。小学校の児童数は、67,209名で、これに、1食あたりの小学校給食費の平均251円と年間給食回数の183日を乗じたものが、約30億8千7百万円となる。

また、中学校の生徒数は、31,240名になるので、これに1食あたりの中学校給食費の平均288円と年間給食回数の174日を乗じたものが、約15億6千5百万円となる。

公立小学校と中学校の給食費を合計すると、約46億5千2百万円となり、これが県内の公立小中学校の給食を全額無償化した場合の年間費用の試算となる。

(吉田保健体育課長)

ただちに、無償化をするのは乱暴な話であると思うが、いずれ国も動き出すと思うので、子ども達の健康や食育、子育て支援の観点からも検討を進めていただきたい。

【要望】

項目	北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
質問者	岡委員：公明党

ミサイルが飛んできた時はどうする、という学校のマニュアルはあるのか。  
もしまだなら早期に作成しなければならないと思うがどうか。

【回答】

文部科学省からの2点の通知、平成29年9月8日付け『「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」及び同月15日付け「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について』を受け、ただちに、県立学校と市町村教育委員会にその内容を通知したところ。

通知の主な内容は次のとおり。

- ・危機管理マニュアル及び学校安全計画の見直し
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）が発報された場合の児童 生徒の避難誘導等の安全確保の方策について共通理解

さらに、9月19日には、県教育委員会関係各課等（企画管理室、学校教育課、教職員課）と県立校長会が集まり、全国瞬時警報システム（Jアラート）が発報された場合の対応について協議を行い、本県としての対応を検討したところ。

今後は、「弾道ミサイルに対する全国瞬時警報システム（Jアラート）の対応マニュアル（仮称）」を作成し、県立学校や各市町村教育委員会に示すことにより、各学校ごとのマニュアル作成を支援していく予定。

(吉田保健体育課長)

教育的な配慮が必要な事案であると思われる所以、平和的な、慎重な対応をお願いしたい。

【要望】

<b>項目</b>	人口減に伴う県立高校の統廃合について
<b>質問者</b>	阪口委員：創生奈良

子どもの数が減っている中で、県立高校の統廃合について、5年、10年先を見据えて検討していると思うが、統廃合についてどのように考えているか。

**【回答】**

生徒数の動向として、県内中学校卒業者数について、本年3月卒業者数は13,444人、5年後の平成34年3月には12,315人、10年後の平成39年3月には11,137人と見込まれている。本年3月と比べてそれぞれ1,129人、2,307人減と推計されており、10年で15%以上の中学校卒業者数が減少する見込みとなっている。

また、本年度の定員が8,098人、合格者数が7,833人といくことで、未充足になっている学校も数校ある。これらの学校においては、教育内容の充実や、コミュニティスクールの推進、スポーツクラブとの連携など各学校の状況に応じた様々な取組を進めているところである。今後の県立学校の適正化の検討においても、各学校の魅力向上を図るためのさらなる特色化や、当該地域の生徒数の動向等も踏まえた適正な募集人員についても検討を行う。

(前田教育振興大綱推進課長)

2次募集の定員割れについてどのように捉えているのか。

**【回答】**

それぞれの地域によって実情は異なるが、交通の便など様々な理由があると考えている。今後も、学校の特色化を進め、生徒がその学校に行きたいと思えるような教育内容の質の向上に取り組みたい。

(前田教育振興大綱推進課長)

定員割れ等の現状を見据えて、教育委員会の臨時会で多様な側面から議論をしてほしい。  
【要望】

<b>項目</b>	生徒の健康管理について
<b>質問者</b>	阪口委員：創生奈良

生徒の健康のため、教室は何度以内にする、といった基準はあるのか。

**【回答】**

教室の室温は、学校保健安全法に定められている学校環境衛生基準では、「教室等の温度は、人間の生理的な負担を考えると、夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましい」と示されている。また、文部科学省の学校環境衛生マニュアルにおいては、「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18~20℃、夏期で25~28℃程度である」と記載されている。

(吉田保健体育課長)

30℃以下が望ましいと理解するが、教室内に生徒が40人いると、外気温が30℃でも室温は33℃ぐらいに上がるという認識があるが、これについては、どう考えるか。

**【回答】**

平成26年度当時に行った、教室の室温と外気温との違いを数校を対象とした調査結果によると、外気温よりも室温が高い日も見られたという結果がある。

(吉田保健体育課長)

県内の小学校、中学校の全教室へのクーラー設置が望ましいと考えているので、今後も質問を継続していきたい。

【要望】

<b>項目</b>	公立高校の保護者負担の軽減について
<b>質問者</b>	阪口委員：創生奈良

修学旅行と制服について、最高価格と最低価格はどれくらいなのか。

**【回答】**

修学旅行は行き先や日数、移動手段等により費用負担は異なり、各高等学校において、それぞれの教育方針や教育活動等を踏まえ、最適な旅行を決定している。費用は、国内の修学旅行で平成28年度に最も高額だった学校が約8万6千円、低額だった学校が約5万8千円であった。高額だったところは3泊4日で九州方面に、移動は新幹線とバスで、低額だったところは2泊3日で四国方面に、移動はバスで行っている。

制服は昨年度に行った現状調査の結果によると、女子の夏・冬用の基本的な制服一式の合計価格は平成28年度に最も高額だったところで約7万2千円、低額だったところで約3万3千円であった。

(前田教育振興大綱推進課長)

現在修学旅行において、企画料はどれくらいなのか。

**【回答】**

25校において1%、5校において2%と把握をしている。

(相知生徒指導支援室長)

保護者負担の軽減をするには、一定の競争性を考えるべきだと思うが、制服及び修学旅行の業者選定において、どのような取組をしているか。

**【回答】**

修学旅行については、県教育委員会では費用負担の軽減や活動内容の充実に向けた取組の工夫について、これまでから指導してきたところであり、現在、全ての県立高校で、複数業者からプランや見積をとり、内容や金額について精査した上で選定している。

制服については、調査の結果を踏まえ、各学校において価格競争の考え方を取り入れながら契約の見直しを図っていくことが重要であると考え、「学校指定物品の取扱に関するガイドライン」を策定し、本年5月に各県立学校に通知した。ガイドラインには、保護者代表を含む「学校指定物品検討委員会」を設置し、指定物品の点検・見直しや、選定手続きに関する検討について示している。現在、各高等学校において、指定業者の選定に係る手続きの透明性を確保し、保護者の負担軽減を図るとともに説明責任を果たすことができるよう取組を進めているところ。

(前田教育振興大綱推進課長)

<b>項目</b>	教員の多忙化について
<b>質問者</b>	阪口委員：創生奈良

教員の多忙化解消のために何が大事と考えるか、所見を伺いたい。

**【回答】**

学校関係者からは、保護者対応が大変であると聞いている。保護者対応による疲労感が続いている状況は改善したいと考えている。コミュニティスクールを推進し、学校運営協議会の中で、専門家も含めて対応を行うことが、改善に向けた一つの策になると考えている。

また、教員が授業に専念できる環境をつくることが重要であることから、学校において会議を効率化することや、教育委員会において学校から受ける報告を定めている管理運営規則を見直すことも多忙化解消につながると考えている。

(吉田教育長)

項目	教員の年齢構成を原因とする多忙さについて
質問者	宮本委員：日本共産党

教員の多忙化が議論となっているので、そのことも念頭に置いていくつか聞きたい。病気になって休職に追い込まれる精神疾患にかかってしまうという話があるが、病気休職者の割合がどうなっているか。県教委でつかんでいる範囲で休職者がどの程度いてどう推移されているか、そのうち、精神疾患の割合もわかれれば明らかにしていただきたい。

【回答】

教職員の病気休職者の数について、平成27年度は病気休職した者の数が63名、その1年前の平成26年度は59名である。

精神疾患については、27年度は、病気休職者63名のうち42名。26年度は、59名のうち34名となっている。

(香河教職員課長)

非常に高い割合である。そのことも踏まえながらお聞きしたい。教師の年齢構成について、特に教員採用のピークが人口急増期であり、本県の場合1970年代の後半から80年代に学校が増設をされ、教員採用が急増した。そのために、50歳代の後半から60歳代のいわゆる団塊の世代の少し後の人々の割合が多いのではないか。現在の教員の年齢構成についてであるが、学校の校種別に20歳代30歳代40歳代50歳代がそれぞれ何%か。

【回答】

教員の年齢構成は、今年度5月時点では、小学校20歳代24%、30歳代29%、40歳代18%、50歳以上29%。中学校20歳代19%、30歳代25%、40歳代14%、50歳以上42%。高等学校20歳代14%、30歳代15%、40歳代15%、50歳以上56%となっている。

(香河教職員課長)

定数内講師について改めてうかがいたい。定数内講師は、一年契約の完全な雇用で教諭と全く同じ仕事をこなしていくわけであるが、新学期になってしまっても担任を発表できないという事態が起こったことがあり定数内講師の問題が大きく取り上げられた。その後、早期退職者を早く把握し、3月の人事異動を早めに行うことで、4月の時点では講師を確保して確実に配置するということをされてきたが、まだまだ定数内講師の割合が高い。状況を校種別に知りたい。また、どのように解消しようと考えているか。

【回答】

平成29年の4月時点での講師の数（養護教諭と合わせたもの）は、小学校471名、中学校299名、高等学校149名、特別支援学校171名、合計1090名となっている。率にすると、小学校11%、中学校12%、高等学校8.6%、特別支援学校19.2%となっている。

本県の公立小中学校の教員については、団塊の世代の大量定年退職以降も、大量退職が続いている。それに伴って、第二の団塊の世代をつくるための年齢構成の平準化も踏まえながらも、大量の新規採用を行っている。小学校は170名と採用数は多いが、講師率はまだまだ高くなっている。これからも、年齢の平準化を想定しつつ今後の定数の推移を見ながら採用していきたい。

(香河教職員課長)

小学校29年度11%と聞いたが、25年度9.2%、26年度8.6%となっていたのに、また10%を超えていく。特別支援学校は、27年度に22.4%と5人に1人以上は定数内講師という状況から今回は、19.2%と少し減った。未だに比率が全校種で10%を超えているという状況。解消に向かっていないという印象だが、教育長はどう受けとめているのか。

**【回答】**

子どもの数の減少が小中学校で続いているという現状がある。われわれは、地教委からいろいろな情報を得るが、ある市では小学校1校中学校1校にするという計画もある。そういった計画もある程度見込みながら、採用数はあまり急激に多く採用するということはできないので、一定平準化するようにしている。市町村では統廃合などの計画はあるが、実際に着手することができず、教員定数が減らず増えているところもある。また、王寺町のように義務教育学校を設置する計画があると効率化されて減少することもある。それらを見込みながら、長期間かけて講師率を減少させていく。

(吉田教育長)

新規採用の教員年齢構成をみると、50歳まで受けることができ、今回50歳の人が1人合格している。30代40代についても1割から2割ある。こういった新しい人の活躍を期待したい。

**【要望】**

項目	初任者研修について
質問者	宮本委員：日本共産党

20代の採用されたばかりの経験の浅い教員の負担を軽減するという観点から、初任者研修にどのように取り組んでいるのか、お伺いしたい。

**【回答】**

初任者研修は、新規採用教員に対して教育公務員特例法に基づいて実施する法定研修である。教員の実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を得させるとともに今日的な諸課題に対応できる能力を身に付けさせることを目的として、新規採用教員の資質向上を図っている。

今日の学校現場において、若手教員が非常に増えてきているということに対する負担軽減の観点については、平成27年度から、採用2年目、採用3年目の教員を対象にした初期研修講座を開設しており、初任者研修の講座実施日を移行する措置を行っている。さらに、長期休業中の実施日数を増やしたり、学校現場に居ながら受講できるeラーニング研修を導入したりすることで、初任者が学校から離れることなく対応できる負担軽減措置を講じている。

(石井教育研究所副所長)

<b>項目</b>	学校給食の時間確保について
<b>質問者</b>	宮本委員：日本共産党

小中学校の給食の時間はだいたい何分確保されているのか。食育といいながら、配膳・片付けの時間もとられて、慌てて食べているという声を聞く。現状はどうか。

**【回答】**

学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を適切な指導の下に提供することにより、健康の保持増進・望ましい食習慣の形成など、教科学習では得にくい貴重な教育上の意義を有するものであり、学校での食育を推進するに当たって、学校給食は生きた教材として、大変重要なものと認識している。

学校の給食時間については、小中学校でおおむね35分～45分を確保していると聞いているが、一般的には、現在の給食時間の中で配膳に10分から15分程度、食事に20分程度、後片付けに5分程度かかっていると聞いている。

これからの中学校、体育的行事や文化的行事が行われることや授業の延長などにより、給食時間が十分確保できない場合も想定される。ただ、県としてその実態の数値は把握していない。今後、栄養教諭等の各研修会の機会を通して、子ども達の消化・吸収という健康面の確保からも、給食を食べる時間を十分確保するよう周知していきたい。

(吉田保健体育課長)

小学校、中学校の教員では、5分で給食を食べた後、採点等の業務を行っていると聞いている。教員の多忙化解消の意味からも、十分な食事時間の確保をお願いしたい。

**【意見】**

<b>項目</b>	高校生における食育の推進について
<b>質問者</b>	安井委員：自由民主党

外食産業が今のように発達して、高カロリーの食事をしがちな高校生に対して、どのように食育を推進していくのか。

**【回答】**

学校における食育の推進については、学習指導要領に食育の推進が明記されていることから、各学校において、学校給食はもとより、関連する教科、特別活動及び総合的な学習の時間も含めた学校教育活動全体で取り組んでいただいているところ。

県教育委員会としては、各学校において「食育推進委員会」を設置すること及び「食に関する指導の全体年間計画」を作成することを指導している。

これらは、校長の責任、指導のもと、食育担当の教員等が中心となり、管理職のリーダーシップによる取組を推進している。

外食産業における高カロリー摂取に対する指導としては、高等学校では全教科で横断的に展開しているが、保健の授業において「食事と健康」という単元があるため、その中で「栄養素に関する理解」、「メタボリックシンドローム」や「行き過ぎたダイエットの弊害」などを指導している。

(吉田保健体育課長)

教育委員会としての具体的な計画や方針などは、どうなっているのか。

**【回答】**

県教育委員会では、各学校において校長の責任、指導のもと、食育推進委員会を設置するよう指導しており、その設置状況や開催状況について、毎年調査し、実態を把握を行っている。

また、食育という教科がないため、それぞれの教科、科目において、食育に関連する分野を、いつの時期に、どの教科のどの部分で展開していくのか、という全体計画の作成を指導し、提出を求めている。

(吉田保健体育課長)

各学校の取組がばらばらにならず、安定した形で展開していくようお願いしたい。

**【意見】**

<b>項目</b>	<b>特別指導について</b>
<b>質問者</b>	<b>安井委員：自由民主党</b>

学校で問題を起こした生徒に対する特別指導について、学校によってその基準や指導が違っていると聞く。特別指導の基準や指導の現状はどのようにになっているのか。

**【回答】**

子どもを取り巻く環境は多様化しており、生徒集団の全体を対象とした一般的な指導では解決できない場合も少なくない。

県内の県立高等学校では、問題行動等を起こした生徒が自らの行動を反省し、今後どうしたら良いかに気付き、充実した学校生活を送っていくよう、説諭や学校内謹慎等といったいわゆる「特別指導」による指導・支援も行っている。

この「特別指導」については、委員お述べのとおり、各学校の実情や個々の生徒の状況等により、取り扱いや基準に差異が生じることもある。

本年6月に提出された、県立高等学校生徒転落事象に係る県いじめ対策委員会の調査報告書では、学校の「特別指導」のあり方が指摘された。

生徒や保護者に指導の目指すところが十分理解されていない場合や、問題行動等に至った背景を複数の関係者で分析し、見立てるといった視点が不十分な場合があった。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、各県立高等学校における「特別指導」の透明性と統一性を高め、「特別指導」のあり方について整理を行い、個々の生徒にとってどのような指導が真に必要であるのかを見極め、関係教職員が共通理解しながら指導を行うことを全県的に推し進めることが重要と考えている。

(相知生徒指導支援室長)

問題点が指摘されたことについては、今後どのように取り組んでいくのか。

**【回答】**

調査報告書でも指摘があったことを踏まえ、県教育委員会では「今後の特別指導のあり方検討委員会」を立ち上げ、第1回委員会を8月28日に開催している。毎月開催程度のペースで進める。

本委員会は、県高等学校校長会、県高等学校生徒指導研究協議会県スクールカウンセラーおよび県教育委員会事務局で構成されている。

今後、本委員会で議論を深め、特別指導のあり方に関するガイドラインを本年中に作成し、生徒理解を基盤として子どもの成長につながる指導・支援が行われるよう、このガイドラインに基づく研修を全県立高等学校で実施する予定である。

(相知生徒指導支援室室長)

生徒と学校の信頼関係を結ぶ意味でも、また、希望ある学校生活を送る意味でもガイドラインを作成いただき、特別指導のあり方を改善していただきたい。

**【要望】**

項目	非正規の教職員について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

非正規公務員について、地方公務員法・地方自治法が改正されH32年度から施行されることに伴い、非正規の教職員の区分見直しや定数管理等に向けて取り組んでいく必要があると考えるが、現在の取組状況はどうか。

【回答】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の主な改正点は、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備され、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保することを内容とするものである。

また、教職員の定数については、小中学校・高等学校それぞれ「教職員定数の標準に関する法律」に規定されており、基本的にそれに沿って定数措置している。

改正法の施行まで約2年6月あるが、国からの助言や他府県の動向を踏まえながら、また、知事部局とも連携しながら、円滑な施行に向けて努めて参りたい。

(香河教職員課長)

判例でもあるように、非常勤職員であっても実態に即して行わなければならないとあり、実態調査により定数や非正規の教職員の区分の変更があったり、人数の把握が変わってくると思う。どのような状況か。

【回答】

臨時的任用は地方公務員法第22条に規定されているが、改正法でも規定されてはいるが、任用要件の厳格化が求められている。また、学校では非常勤講師が勤務しているが、これは地方公務員法第3条第3項第3号の規定により特別職として任用されている。この部分については、さらに任用要件が限定されることになる。今後も引き続き研究を進めて参りたい。

(香河教職員課長)

国の意図としては、厳しい財政状況の下、適正な定数管理をしながら、財政管理と併せて実態に即して待遇を良くしていくこうという意図があると思うが、知事部局と連携するとは財政課のことを想定しているのか。

【回答】

今回の改正で会計年度任用職員が新たに設けられるが、会計年度任用職員の任用などは、教育委員会だけでなく、知事部局も含めた県全体の任用が考えられ、待遇などは知事部局と協議しながらこれからの中の任用のあり方を検討していく必要があり、知事部局と連携する必要がある。

(香河教職員課長)

定数管理は標準法に基づいて素々と定数管理していくということか。

【回答】

小中学校においては、基本的に学級数を基に定数が決まっており、その定数内に正規職員が配置され、それに満たない分は定内講師として臨時的任用で確保している。また、産休や育休の代替として臨時的任用で補充している。

(香河教職員課長)

平成32年まで2年半あるとはいっても、平成31年度の1年で計画するとなると大変なので、今の時期に大まかな計画を考えなければ、間に合わない。待遇はどのように考えているのか。

【回答】

待遇などについては知事部局と調整して参りたい。

(香河教職員課長)

臨時の任用である講師が正規の教員に登用される機会はあるのか。

【回答】

教員採用試験は、平成27年度に実施した試験から、受験資格を緩和して、県内の常勤講師経験3年以上の者について年齢制限を50歳に引き上げた。今年度実施した試験では、第1次試験における一般教養試験及び集団面接を免除することとした。臨時の任用から正規職員となる機会は一定確保されているのではないかと考えている。

(香河教職員課長)

年齢を引き上げたり、試験を免除したりするといった取り組みは他府県と比較するとどうか。

【回答】

今資料を持ち合わせていないので、改めて報告する。

(香河教職員課長)

臨時の任用の事務職員が正規の事務職員に登用される機会はあるのか。

【回答】

小・中学校事務職員採用試験は、人事委員会で実施している。これまで年齢18歳から21歳までの試験区分で実施していたが、それに加えて、年齢22歳から35歳までの新たな試験区分が昨年度より設けられたところ。

その結果、臨時の任用として小・中学校に勤務されていた方が、採用試験に合格した例もある。

一定の年齢の制限はあるが、臨時の任用についても、正規職員となる機会は設けられており、積極的に受験していただきたいと考えている。

(香河教職員課長)

臨時の任用から正規教職員に合格した割合は教員と事務職員それぞれ何割か。

【回答】

今年度の教員採用試験は、先日合格発表があったが、合格者のうち、臨時の任用としての経験を有する者が49.3%だった。

(香河教職員課長)

事務職員についてはどうか。

【回答】

人事委員会で実施しているので、分からぬ。

(香河教職員課長)

非常勤職員と臨時の任用の区分ごとの人数が分かる資料を提供してほしい。

【要望】

項目	文化財行政について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

現在、文部科学大臣から文化審議会に諮問があり、文化財保護法が改正される動きがあると聞いている。

その中で、美術工芸品の展示についての規制緩和や、現状変更の権限についての国から市町村への委譲などが予定されているようであるが、そういった中で、奈良県でも新たな制度を検討していくということを聞いているが、現状はどうか。

【回答】

今後、文化財保護法の改正が予定されている。本県では、昨年度、文化資源活用分野に力点を置く「奈良県文化振興大綱」が策定された。また、平成32年度中に国際芸術家村の開設が予定されおり、それに合わせて文化財保護の体系を考えていく勉強会のようなものを開いていこうと考えている。

(名草文化財保存課長)

勉強会をやっていくということだが、本来であれば文化財保護審議会での議論も必要かと思う。まずは勉強会で、方向性について教育委員会だけでなく知事部局も含めて広く議論していくという理解で正しいか。

【回答】

広く議論していこうと考えている。文化財保護法の改正についても中間とりまとめが出たので、その分析も含めて広く議論してまいろうと思う。

(名草文化財保存課長)

引き続き注目していきたいと思う。

【宮田】